

令和8年度 芳賀町奨学生募集要項

1 目的

本町に住所を有する優秀な学生又は生徒で、経済的理由により修学できない方に学資を貸与して、広く人材育成し、併せて本町教育の進展を期することを目的とします。

2 応募資格

次の(1)～(4)の要件を全て満たす人。

(1) 本町に1年以上住所を有し、品行が正しく、学校教育法に定める次の学校等のいずれかに在学している人、又は入学予定の人。ただし、在学することによって一時的に本町に住所を有しなくなる場合は、本町に住所を有する者とみなします。

ア 大学、短期大学

イ 専修学校における専門課程

福祉医療、看護教育を行う各種学校（高卒者に限る）

ウ 高等専門学校

エ 高等学校、専修学校における高等課程

(2) 出身校又は在学校において最終学年の学習成績評定平均値が5.0を満点としたときに3.0以上である人又はスポーツ・文化等に特に優れた人。

(3) 本人の属する世帯で父母又はこれに代わって家計を支えている人（生計維持者）の令和7年中の所得要件算定基準額（別紙参照）が、189,400円以下である人。

(4) 次のア～ウの要件を全て満たす連帯保証人1人（原則として父母又は兄姉とします。）を有する人。

ア 本町に1年以上住所を有し、独立の生計を営むこと。

イ 町税を完納していること。

ウ 弁済の資力を有していると認められること。

※ただし、貸与決定の際はもう1人連帯保証人が必要となります。

3 奨学資金の貸与額等

(1) 大学、短期大学	月額 40,000円以内
(2) 専修学校における専門課程 福祉医療、看護教育を行う各種学校（高卒者に限る）	月額 40,000円以内
(3) 高等専門学校	月額 30,000円以内
(4) 高等学校 専修学校における高等課程	月額 20,000円以内

4 募集人数

全体で10人程度

5 貸与期間

在学又は入学する学校の正規の最短修業期間

6 奨学金の返還

(1) 返還開始時期 卒業後 1 年を経過した年の翌月
(2) 返還期間 貸与した期間の 2 倍に相当する期間内
(3) 返還方法 年賦、半年賦又は月賦による均等払い（無利子）
ただし、奨学生はいつでも繰り上げ返還することができます。
(4) 減免制度 芳賀町の奨学資金を返還する方が次の条件を満たす場合は翌年度の奨学資金返還額を最大 2 分の 1 減額することができます。
〔
・毎年 1 月 1 日現在において芳賀町に住所があること
・所属する世帯に町税の滞納がないこと
・芳賀町奨学資金の返還において遅延のないこと
〕

7 応募手続き等

(1) 応募期間 令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで（土日・祝日を除く）
(2) 提出書類
ア 奨学金貸与願書（別記様式第 1 号）
イ 出身学校長又は在学学校長の推薦書（別記様式第 2 号）
ウ 入学又は在学についての証明書
合格・入学が確定しない方は、応募時に合格通知等の写しを提出し、証明書は確定後に提出してください。
エ 志望動機
進学を希望する理由や将来の目標などを具体的に直筆で書いてください。
(400 字詰め原稿用紙 1 枚以内、ボールペンにて清書し、原稿用紙の右欄外に氏名を記入すること)

8 奨学生の決定等

(1) 提出のあった書類等について審査し、奨学生を決定します。
(2) 奨学資金は年 4 回に分けて、奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

9 その他の手続き

(1) 奨学資金の貸与が決定した場合には、誓約書（本人と連帯保証人 2 人の署名・押印）を提出していただきます。
(2) 奨学生は、毎年度末に「成績証明書」を提出する必要があります。
(3) 奨学生が卒業し、又は貸与期間が終了した時点で、すみやかに「奨学資金借用書」（指定様式）等を提出しなければなりません。

10 その他

(1) 奨学資金の貸与後に、休学、転校、退学がある場合、また本人や連帯保証人に住所の異動がある場合、連帯保証人を変更しなければならない事態（要件を満たさなくなった場合）が生じたときには、その都度指定する様式で教育委員会に届け出が必要です。
(2) 奨学資金の返還について特別な事情がある場合には、猶予等の制度があります。
(3) 退学処分を受けた場合は、一括して返還する義務が生じます。また、返還を遅滞したときは、延滞利子を課すこと等があります。

詳しくは、芳賀町教育委員会事務局学校教育課にお問い合わせください。

（問合せ先 TEL 028-677-6098）

<所得要件算定基準額について>

$$\begin{aligned}
 (\text{所得要件算定基準額}) &= (\text{課税標準額}) \times 6\% \\
 &\quad - (\text{市町民税調整控除額}) \cdots (\text{注 } 1) \\
 &\quad - (\text{多子控除}) \cdots (\text{注 } 2) \\
 &\quad - (\text{ひとり親控除}) \cdots (\text{注 } 3)
 \end{aligned}$$

(100円未満は切捨て)

(注1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は含みません。

(注2) 父母又はこれに代わって家計を支えている人が、2人を超える子ども（就学者又は就学前の子）を扶養している場合、2人を超える子どもも1人につき40,000円を控除します。

例）「申込者本人」、「大学生の兄」及び「中学生の妹」を扶養している場合の控除額は、

$$\begin{aligned}
 (3 - 2) \text{ 人} \times 40,000 \text{ 円} &= 40,000 \text{ 円} \\
 \text{となります。}
 \end{aligned}$$

(注3) ひとり親世帯に該当する場合、40,000円を控除します。

(別表1) 収入及び所得の上限額の目安表

想定する家族構成	世帯の年間給与収入額	世帯の年間所得額	課税標準額
2人 親1、本人	7, 633, 000円	5, 769, 000円	3, 866, 000円
3人 親1、親2(収入なし)、本人	7, 332, 000円	5, 498, 000円	3, 199, 000円
3人 親1、親2(年収160万)、本人	9, 098, 000円	6, 598, 000円	3, 199, 000円
3人 親1、親2(年収300万)、本人	9, 238, 000円	6, 570, 000円	3, 574, 000円
4人 親1、親2(収入なし)、本人、 兄(大学生)	7, 858, 000円	5, 972, 000円	3, 199, 000円
4人 親1、親2(年収160万)、本人 、弟(中学生)	9, 153, 000円	6, 647, 000円	3, 199, 000円
4人 親1、親2(年収300万)、本人 、妹(高校生)	9, 742, 000円	6, 987, 000円	3, 574, 000円
5人 親1、親2(年収160万)、本人 、兄(大学生)、弟(中学生)	10, 443, 000円	7, 808, 700円	3, 866, 000円